

奈良県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、疋田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	村田 眞文	葛城市疋田四〇八―二
〃	田中 英毅	〃 一二二―一
〃	吉川 雅則	〃 二〇〇―一一
〃	福井 康昌	〃 四二四
〃	村井 隆	〃 五三四―二
〃	福井 重昭	〃 五三五―三
〃	斉藤 惠史	〃 五二五―四
〃	西川 雅也	〃 一八
監事	岡島 辰雄	〃 四〇四
〃	赤井 喜三男	〃 五一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	宮崎 孝治	葛城市疋田五二七―四
〃	西川 正哲	〃 五五
〃	瀬山 雅英	〃 五一〇
〃	村田 浩明	〃 五〇五
〃	吉村 雅由	〃 四二七
〃	石田 勝則	〃 四二二―一
〃	奥本 保	〃 一二三
〃	岡島 俊夫	〃 一四五―六
監事	村田 眞文	〃 四〇八―二
〃	吉川 雅則	〃 二〇〇―一一